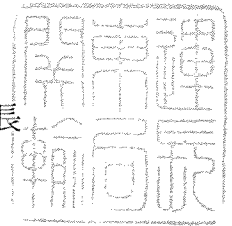


関総安第5号
関交環物第80号
関自貨第125号
関自保第27号
関海港第5号
令和3年5月20日

一般社団法人 東京都トラック協会 会長 殿

関東運輸局長



国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの
一部改訂について

標記について、令和3年4月14日付け国自安第2号の2により自動車局長から通知があったのでお知らせいたします。

国際海上コンテナの陸上における安全な輸送を確保するため、国土交通省では「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び同ガイドラインの詳細な取組み事項を記載した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、国際海上コンテナの安全輸送を行う上で、荷主が貨物をコンテナに適切に積付けし、トラック運転者が品目や重量の情報から貨物の状態を推測し、適切に運行を行うことが必要であり、このため国際海上コンテナで輸送される主な品目について、適切な積付の例示、運転時の配慮事項等を一覧にまとめ、別添のとおり同マニュアルに追記しましたので、ご了知のほどお願いいたします。

また、貴協会（業会、連合会、会議所）の傘下会員に対し周知するとともに、改めて同ガイドライン・マニュアルによる取組みを徹底していただくようお願いいたします。